

大阪市長 吉村 洋文 様

大阪市個人情報保護審議会
会長 曾我部 真裕

答申書

大阪市個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成 28 年大阪市条例第 16 号）による改正前の大阪市個人情報保護条例第 45 条に基づき、大阪市長（以下「実施機関」という。）から別表の（い）欄により諮問のありました件について、次のとおり一括して答申いたします。

第 1 審議会の結論

実施機関が行った別表の（か）欄に記載の決定（以下それぞれ「本件決定 1」から「本件決定 13」といい、これらをあわせて「本件各決定」という。）は、いずれも妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 利用停止請求

異議申立人は、別表の（う）欄に記載の年月日に、大阪市個人情報保護条例（平成 7 年大阪市条例第 11 号。以下「保護条例」という。）第 36 条第 1 項に基づき、実施機関に対し、別表の（え）欄に記載の旨の利用停止請求（以下それぞれ「本件請求 1」から「本件請求 13」といい、これらをあわせて「本件各請求」という。）を行った。

2 本件各決定

実施機関は、本件各請求について、別表の（き）欄に記載の情報（以下それぞれ「本件情報 1」から「本件情報 13」といい、これらをあわせて「本件各情報」という。）を特定した上で、利用停止を行わない理由を別表の（く）欄に記載のとおり付して、保護条例第 40 条第 2 項に基づき、本件各決定を行った。

3 異議申立て

異議申立人は、別表の（け）欄に記載の年月日に、本件各決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）による改正前の行政不服審査法第 6 条第 1 号に基づき異議申立て（以下「本件各異議申立て」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね別表の（こ）欄に記載のとおりである。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね別表の（さ）欄に記載のとおりである。

第5 審議会の判断

1 基本的な考え方

保護条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民に実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める具体的な権利を保障し、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることによって、市民の基本的な人権を擁護し、市政の適正かつ円滑な運営を図ることにある。したがって、保護条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する市民の権利を十分に尊重する見地から行わなければならない。

2 本件各情報について

当審議会において本件各情報を見分したところ、次のとおりであった。

(1) 本件情報1及び本件情報2について

本件情報1及び本件情報2は、全く同一の情報であり、いずれも職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例（平成18年大阪市条例第16号。以下「公正職務条例」という。）に基づき、職員等が行った違法又は不適正な事案について、広く通報を受け付け、事実調査を行い、是正を図るための制度である公益通報制度に関する情報である。

その内容は、異議申立人が行った公益通報事案に関して、大阪市公正職務審査委員会（以下「委員会」という。）の調査指示に基づき、通報内容に係る事務を所管する所属である実施機関が委員会へ提出した公益通報処理報告書（第4号様式）に記録された情報である。

(2) 本件情報3及び本件情報4について

本件情報3及び本件情報4は、全く同一の情報であり、いずれも異議申立人が行った公文書公開請求に対して実施機関が平成23年3月11日付け大健福第6054号により部分公開決定を行った対象文書に記録された情報及び異議申立人が行った保有個人情報開示請求に対して実施機関が平成23年6月3日付け大健福第1098号により開示決定を行った対象保有個人情報である。

その内容は、異議申立人が実施機関に対し、実施機関の職員の発言についての事実確認を求めたため、実施機関が事実確認を行い、その内容を取りまとめたものである。

(3) 本件情報5及び本件情報6について

本件情報5及び本件情報6は、全く同一の情報であり、いずれも生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条第1項及び指定医療機関医療担当規程（昭和25年8

月厚生省告示第 222 号。以下「医療担当規程」という。) 第 7 条に基づき、医療機関が異議申立人の病状等を実施機関に回答した文書に記録された情報である。

(4) 本件情報 7 について

本件情報 7 は、異議申立人が行った公文書公開請求、保有個人情報開示請求及び保有個人情報訂正請求に対して、実施機関が行った決定に係る通知書(平成 23 年 3 月 11 日付け大健福第 6054 号による部分公開決定通知書、平成 23 年 6 月 3 日付け大健福第 1098 号による開示決定通知書、平成 23 年 8 月 5 日付け大健福第 2207 号による訂正不承認通知書並びに平成 23 年 11 月 18 日付け大健福 4090 号による開示決定の取消し及び新たな開示決定通知書)に記録された情報である。

(5) 本件情報 8 について

本件情報 8 は、異議申立人が行った公益通報事案に関して、実施機関が委員会に提出した公益通報報告書(第 3 号様式)、公益通報処理報告書(第 4 号様式)、委員会の審議資料、供覧文書及び会議要旨に記録された情報である。

(6) 本件情報 9 から本件情報 12 について

本件情報 9 から本件情報 12 は、全く同一の情報であり、いずれも異議申立人が行った保有個人情報開示請求に対して、実施機関が平成 24 年 1 月 4 日付け大市民第 6121 号により開示決定を行った対象保有個人情報である。

(7) 本件情報 13 について

本件情報 13 は、異議申立人が行った保有個人情報開示請求に対して、実施機関が平成 22 年 12 月 22 日付け大市民第 6013 号により開示決定を行った対象保有個人情報に、本件情報 9 から本件情報 12 を加えたものである。

3 争点

実施機関は、本件各請求について、本件各決定を行ったのに対し、異議申立人は、本件各決定を取り消し、本件各情報を利用停止すべきであるとして争っている。

したがって、本件各異議申立てにおける争点は、本件各情報について、実施機関が利用停止を行う義務の有無である。

4 保有個人情報の利用停止請求について

保護条例第 36 条第 1 項は、実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保する趣旨から、何人に対しても、実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止を請求することができるとともに、利用停止請求の要件を定めている。そのうち、同項第 1 号は、自己に関する個人情報の違法収集、自己に関する保有個人情報の事務の目的の範囲を超えた保有及び利用について、当該保有個人情報の利用停止を請求する権利を保障することを明らかにしたものである。

自己に関する個人情報の違法収集とは、適正かつ公正な手段による収集の規定(保護条例第 6 条第 1 項)、思想、信条その他の個人情報の原則収集禁止の規定(同条第 2 項)、本人収集の原則の規定(同条第 3 項)に違反して個人情報を収集している場合や、事務の目的の明示(第 7 条第 1 項)を怠って個人情報を収集している場合をいう。

また、自己に関する保有個人情報の事務の目的の範囲を超えた保有及び利用とは、保護条例第 10 条第 1 項が許容する事務の目的の範囲を超えて当該保有個人情報を利用している場合や、保護条例第 13 条第 3 項の規定に違反して、事務の目的の達成に必要な範囲を超えて当該保有個人情報を保有している場合をいう。

5 本件決定 1 の妥当性について

(1) 本件請求 1 について

異議申立人は、本件請求 1 に係る利用停止請求書の「利用停止請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報を特定するに足る事項」欄に「条例第 6 条第 3 項本人収集義務欠く」と、また、同請求書の「利用停止請求の理由」欄に「『本人収集』 6 条 3 項・13 条」と、それぞれ記載していることから、本件請求 1 は、実施機関の本件情報 1 に係る保護条例第 6 条第 3 項及び第 13 条第 3 項の違反を主張するものと解される。

(2) 本件情報 1 に係る保護条例第 6 条第 3 項違反の有無について

保護条例第 6 条第 3 項は、「実施機関は、個人情報を収集しようとするときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。」と規定し、同項ただし書で「法令等に定めがあるとき」(第 1 号)をはじめ本人以外の者から収集することができる場合を同項第 1 号から第 7 号までで限定列挙している。

ここで、本件情報 1 は、公正職務条例 7 条に基づき、実施機関が実施した通報対象事実の調査に関する情報であることから、本件情報 1 の収集は、保護条例第 6 条第 3 項第 1 号に規定する「法令等に定めがあるとき」に該当することが認められる。

したがって、実施機関が保護条例第 6 条第 3 項に違反して本件情報 1 を収集したとは認められない。

(3) 本件情報 1 に係る保護条例第 13 条第 3 項違反の有無について

保護条例第 13 条第 3 項は、「実施機関は、事務の目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならず、また、保有する必要がなくなったときは、保有個人情報を確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。」と規定している。

実施機関によると、本件情報 1 について、事務の目的の範囲を超えて保有しておらず、また、保存期間が満了していなかったことから引き続き保有する必要があったとのことであり、保護条例第 13 条第 3 項の趣旨に則り適正な維持管理を行っていたとのことであった。

本件情報 1 が異議申立人からなされた公益通報に関して実施機関が保有する情報であることを踏まえると、実施機関の主張に、特段、不自然不合理な点は認められない。

したがって、実施機関が保護条例第 13 条第 3 項に違反して本件情報 1 を保有していたとは認められない。

6 本件決定 2 の妥当性について

(1) 本件請求2について

異議申立人は、本件請求2に係る利用停止請求書の「利用停止請求の趣旨」欄に「本人以外からの収集」と、また、同請求書の「利用停止請求の理由」欄に「条例第6条3項第1号欠如。」と、それぞれ記載していることから、本件請求2は、実施機関の本件情報2に係る保護条例第6条第3項の違反を主張するものと解される。

(2) 本件情報2に係る保護条例第6条第3項違反の有無について

前記2(1)のとおり、本件情報2は、本件情報1と全く同一であることから、前記5(2)と同様に、実施機関が保護条例第6条第3項に違反して本件情報2を収集したとは認められない。

7 本件決定3の妥当性について

(1) 本件請求3について

異議申立人は、本件請求3に係る利用停止請求書の「利用停止請求の理由」欄に「6条1項～3項、第7条1項・第10条第1項、第13条第3項の条例規定す個人情報欠く」と記載していることから、本件請求3は、実施機関の本件情報3に係る保護条例第6条第1項から第3項まで、第7条第1項、第10条第1項及び第13条第3項の違反を主張するものと解される。

(2) 本件情報3に係る保護条例第6条第1項違反の有無について

保護条例第6条第1項は、「実施機関は、個人情報を収集しようとするときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該明確にされた事務の目的（以下「事務の目的」という。）の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。」と規定している。ここでいう「事務の目的を達成するために必要な範囲」とは、当該事務を遂行する上で、必要であると認められる個人情報の範囲をいい、「適正かつ公正な手段」とは、法規に適合し、かつ、社会通念に照らして是認できる手段をいう。

当審議会において本件情報3を見分したところ、実施機関が異議申立人からの求めを受け、事実確認を行うに至った経緯、事実確認の方法及び事実確認を行った内容が記載されており、そもそも本件情報3が異議申立人の求めにより作成されたこと、並びに本件情報3に含まれる事実確認の方法及び事実確認を行った内容を踏まえると、実施機関が職員の服務規律の遵守に関する事務を遂行する上で必要であると認められる個人情報の範囲内で、法規に適合し、かつ、社会通念に照らして是認できる手段により収集されたものであると認められた。

したがって、実施機関が保護条例第6条第1項に違反して本件情報3を収集したとは認められない。

(3) 本件情報3に係る保護条例第6条第2項違反の有無について

保護条例第6条第2項は、「実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに人種、民族、犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項に関する個人情報を収集してはならない。」と規定している。

当審議会において本件情報3を見分したところ、本件情報3には、保護条例第6

条第2項で原則として収集禁止と規定されている「思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに人種、民族、犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項に関する個人情報」が含まれているとは認められなかった。

したがって、実施機関が保護条例第6条第2項に違反して本件情報3を収集したとは認められない。

(4) 本件情報3に係る保護条例第6条第3項違反の有無について

保護条例第6条第3項は、「実施機関は、個人情報を収集しようとするときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。」と規定し、同項ただし書で「本人の同意があるとき」(第2号)など、本人以外の者から収集することができる場合を同項第1号から第7号までで限定列举している。

ここで、異議申立人が実施機関に対し、実施機関の職員の発言についての事実確認を求めたとの客観的事実から、本件情報3の収集は、保護条例第6条第3項第2号に規定する「本人の同意があるとき」に該当すると認められる。

したがって、実施機関が保護条例第6条第3項に違反して本件情報3を収集したとは認められない。

(5) 本件情報3に係る保護条例第7条第1項違反の有無について

保護条例第7条第1項は、「実施機関は、前条第3項の規定により本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された当該本人の個人情報を収集しようとするときは、…あらかじめ、本人に対し、当該個人情報に係る事務の目的を明示しなければならない。」と規定している。

ここで、本件情報3は、前記2(2)のとおり、異議申立人本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を収集したものではないことが認められることから、保護条例第7条第1項の適用を受けるものではない。

したがって、実施機関が保護条例第7条第1項に違反して本件情報3を収集したとは認められない。

(6) 本件情報3に係る保護条例第10条第1項違反の有無について

保護条例第10条第1項は、「実施機関は、事務の目的の範囲を超えて保有個人情報を当該実施機関の内部で利用し、又は保有個人情報を当該実施機関以外のものに提供してはならない。」と規定し、同項ただし書で「法令等に定めがあるとき」(第1号)をはじめ保有個人情報を事務の目的の範囲を超えて利用又は提供することができる場合を同項第1号から第5号までで限定列举している。

実施機関によると、本件情報3を事務の目的の範囲を超えて実施機関の内部で利用した事実はなく、また、異議申立人からなされた保護条例第17条第1項に基づく保有個人情報開示請求による場合を除き、実施機関以外のものに提供した事実はないとのことである。

ここで、保護条例第17条第1項に基づく保有個人情報開示請求により、実施機関以外のものへ保有個人情報を提供することは、保護条例第10条第1項第1号に規定する「法令等に定めがあるとき」に該当することが認められること、及び本件情報

3が異議申立人からの求めを受けて行った実施機関の職員に対する事実確認に関して実施機関が保有する情報であることを踏まえると、実施機関の主張に、特段、不自然不合理な点は認められない。

したがって、実施機関が保護条例第10条第1項に違反して本件情報3を事務の目的の範囲を超えて利用又は提供したとは認められない。

(7) 本件情報3に係る保護条例第13条第3項違反の有無について

保護条例第13条第3項は、「実施機関は、事務の目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報保有してはならず、また、保有する必要がなくなったときは、保有個人情報を確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。」と規定している。

実施機関によると、本件情報3について、職員の服務規律の遵守に関する事務の目的の範囲を超えて保有しておらず、また、保存期間が満了していなかったことから引き続き保有する必要があったとのことであり、保護条例第13条第3項の趣旨に則り適正な維持管理を行っていたとのことであった。

ここで、本件情報3は、職員の服務規律の遵守に関する事務に関して実施機関が保有する情報であることを踏まえると、実施機関の主張に、特段、不自然不合理な点は認められない。

したがって、実施機関が保護条例第13条第3項に違反して本件情報3を保有していたとは認められない。

8 本件決定4から本件決定13の妥当性について

条例第37条第1項本文では、「利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面…を実施機関に提出する方法により行わなければならない。」と規定するとともに、「次に掲げる事項」として同項第2号で「利用停止請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他利用停止請求に係る保有個人情報を特定するに足る事項」と、同項第3号で「利用停止請求の趣旨及び理由」とそれぞれ規定している。

ここで、条例第37条第1項第2号の「その他利用停止請求に係る保有個人情報を特定するに足る事項」の趣旨は、実施機関が当該記載から利用停止請求に係る保有個人情報を識別できる程度の事項を記載する必要があると解される。また、同項第3号の「利用停止請求の趣旨」とは、条例第36条第1項各号の規定により求める措置の内容であり、利用停止を求める箇所等その記載は明確かつ具体的である必要があると解され、「理由」とは、同項各号に該当すると考える根拠をいい、請求を受けた実施機関において事実関係を確認するために必要な調査を実施できる程度に明確かつ具体的に記載されている必要があると解される。

以上を踏まえ、当審議会において本件請求4から本件請求13に係る利用停止請求書の「利用停止請求の趣旨」欄及び「利用停止請求の理由」欄の記載内容を見分したところ、いずれも条例第37条第1項第3号で規定する「利用停止請求の趣旨及び理由」であるとは到底認められないものであった。

したがって、本件情報4から本件情報13については、本来、不適法な請求であることを理由に停止請求を却下すべきであったと解されるが、いずれの決定によったとし

ても、条例第 40 条第 2 項に基づく利用停止をしない旨の決定であることにはかわりがないことから、本件決定 4 から本件決定 13 は結果として妥当である。

9 結論

以上により、第 1 記載のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 曾我部真裕、委員 島田佳代子、委員 長谷川佳彦、委員 金井美智子、
委員 赤津加奈美、委員 重本達哉